

福祉健康部 健康課

令和5年12月定例会 厚生文教委員会

「自殺対策計画（案）に係るパブリックコメントの実施について」の説明資料

資料1 生駒市自殺対策計画（案）の概要について

資料2 生駒市自殺対策計画（案）

資料3 パブリックコメント実施に係るチラシ

生駒市自殺対策計画(案)の概要について

○計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は2万人を超え高い水準で推移している状況であることから、地域レベルでの自殺対策をさらに推進するため、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、全ての地方自治体で自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市では、平成31年3月に生駒市自殺対策計画（平成31年度～令和5年度）を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない生駒市」の実現を目指して取組を進めているところです。

本市の自殺を取り巻く状況は、全国や奈良県と比べ低い傾向にはあるものの、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年以降、自殺の要因になりうる様々な問題が顕在化し、女性や子ども・若者の自殺者数が増加する等の新たな状況が生じています。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組を継承するとともに、本市で新たに女性や子ども・若者の自殺対策を重点施策に加え、目指す姿の実現に向けたさらなる自殺対策を推進するため、計画の改定を行います。

○計画期間

生駒市自殺対策計画の計画期間は、令和6年度を初年度とし、5年後の令和10年度を目標年度とします。

○計画の数値目標

令和10年に本市の自殺死亡率^(※)8.8人以下を目指し、最終的な目標として「自殺者ゼロ」を目指します。

(※)人口10万人当たりの自殺者数。

○基本方針

令和4年10月に閣議決定された国の「自殺総合対策大綱」に基づき、次の6項目を基本方針としています。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- (6) 自殺者や自殺未遂者等の名誉や生活の平穏への配慮

○施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ^(※)」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、本市の自殺の実態やリスク要因に焦点を絞った「重点施策」の大きく二つの施策で構成します。

(※)各都道府県および市区町村が地域自殺対策計画を策定する際に、盛り込むことが推奨される施策群を具体的な取り組み事例と合わせて示した政策パッケージ集。

基本
施策

1 自殺対策を支える人材の育成

- ・さまざまな職種を対象とする研修の実施

2 市民への啓発と周知

- ・心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発
- ・市民向け講演会・イベントなどの開催

3 生きることの促進要因への支援

- ・相談体制の充実と相談窓口情報の分かりやすい発信
- ・生きがい・居場所づくり
- ・支援を必要とする者やその家族への支援
- ・妊産婦・子育てをしている者への支援の充実

4 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

- ・SOSの出し方に関する教育の実施
- ・SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化
- ・教職員にむけての支援

5 地域におけるネットワークの強化

- ・庁内外における連携・ネットワークの活用

重点
施策

1 高齢者対策

- ・包括的な支援のための連携推進
- ・介護者に対する支援
- ・高齢者が抱えやすいさまざまな日常生活での不安に対する支援
- ・社会参加の強化と孤独・孤立の予防

2 生活困窮者等対策

- ・生活困窮者等への支援事業と自殺対策との連携
- ・無職者・失業者等に対する相談窓口等の充実

3 勤務経営問題対策

- ・創業者・経営者にむけての支援
- ・労働者にむけてのわかりやすい相談窓口の周知
- ・働き方の変化に対応した心の不調への対策の推進

4 女性の自殺対策

- ・妊産婦・子育てをしている人への支援の充実
- ・さまざまな立場の女性への支援の充実
- ・ライフステージに応じた女性の健康課題に対する支援
- ・困難な課題を抱える女性への支援

5 こども・若者の自殺対策

- ・SOSの出し方に関する教育の実施（再掲）
- ・SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化（再掲）
- ・教職員にむけての支援（再掲）
- ・こども・若者への支援の充実
- ・こども・若者の特性に応じた支援の充実
- ・こども家庭庁との連携

○推進体制

自殺対策の実行性を高めるために、保健・医療・福祉・教育・経済・労働・人権等の関係部署・機関を構成員とした自殺対策協議会（自殺対策推進会議）を中心として、本計画に基づく取り組みを推進します。

また、自殺の危険性が感じられる事例が発生した場合に、関係機関が集まり、支援方法と各部署の役割を明確にし、自殺対策担当部局を中心に総合的に支援します。

なお、問題が複雑化・複合化している事例である場合には、必要に応じて重層的支援体制整備事業の枠組みを活用し、支援方法の検討を行います。